

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、特別児童扶養手当の認定等事務に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づき、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進を図るため、当該児童について特別児童扶養手当を支給している。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②法による特別児童扶養手当証書に関する事務 ③法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 46の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二 66の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第37条第1号～第3号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二 16の項, 19の項, 26の項, 30の項, 56の2の項, 57の項, 87の項, 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号, 同条第3号及び第4号, 第19条, 第30条第9号, 第31条第1号及び第2号, 同条第5号及び第6号, 第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県保健福祉部障がい福祉課在宅サービス指導担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2248

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 8 連絡先	徳島県保健福祉部障がい福祉課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2042	徳島県保健福祉部障がい福祉課在宅担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2238	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 8 連絡先	徳島県保健福祉部障がい福祉課在宅担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2238	徳島県保健福祉部障がい福祉課企画・在宅担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2242	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 8 連絡先	徳島県保健福祉部障がい福祉課企画・在宅担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2242	徳島県保健福祉部障がい福祉課在宅サービス指導担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2242	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 5 所属長の役職名	障がい福祉課長 谷口 哲也	障がい福祉課長 藤井 宏孝	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	徳島県監察局監察課評価課県庁ふれあい室 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 所属長の役職名	障がい福祉課長 藤井 宏孝	障がい福祉課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	I 8 連絡先	徳島県保健福祉部障がい福祉課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2242	徳島県保健福祉部障がい福祉課在宅担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2248	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月30日	I 4 法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8条	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。